ＮＰＯ法人に係る組織変更・主な手続の流れ（イメージ）

資料１－７

ＮＰＯ法人

組織変更前

組織変更時財産 ― ＮＰＯ法人時代の財産

確認を受けた事業のみＮＰＯ法人時代の財産を使用可能

組織変更計画の作成・承認

労働者協同組合

確認を受けた事業に関する赤字補填

同一事業確認の申請

組織変更時財産の残額

組織変更後

組織変更時財産の残額

組織変更時財産の残額

行政庁（都道府県）

毎年度の報告（決算関係書類に記載）

新規の事業

特定非営利活動該当事業確認の申請（※同一事業確認の申請と同時も可）

特定残余財産 ― 解散時の余り

解散

※特定残余財産はＮＰＯ法人の解散の場合と同様に処分

（清算）

ＮＰＯ法人の定款（例）

（特定非営利活動の種類）
第〇条　この法人は、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
1　子どもの健全育成を図る活動
2　まちづくりの推進を図る活動

（事業）
第〇条　この法人は、次の事業を行う。
1　子ども・児童の保育に関する事業
2　地域における市民が交流する事業

労働者協同組合の定款（例）

（事業）
第〇条　この組合は、次の事業を行う。
1　子ども・児童の保育に関する事業
2　地域における市民が交流する事業

確認申請書（イメージ）

1　事業（青字：新たに定款に追加した事業）
①　子ども・児童の保育に関する事業
②　地域における市民が交流する事業
③　高齢者の生活支援に関する事業

2　１の事業が該当する特定非営利活動
①　子どもの健全育成を図る活動
②　まちづくりの推進を図る活動
③　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
※申請者において該当すると思われる特定非営利活動を20活動の中から選択して記載

☑①から③までの事業が特定非営利活動の範囲内にあること

※ＮＰＯ法人の設立認証と同程度のチェックを想定